

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和5年9月4日）

○議事日程

令和5年9月4日 午後4時 開議

- 第1 議席の指定
 第2 会期の決定
 第3 令和4年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告について
 第4 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例案

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監5の第4号 例月出納検査結果報告の提出について

## ○出席議員 22人

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 野上らん君   | 12番 | 山田正和君   |
| 2番  | 西拓郎君    | 13番 | 森山よしひさ君 |
| 3番  | 金子恵美君   | 14番 | 石川博紀君   |
| 4番  | 山田かな君   | 15番 | 太田勝己君   |
| 5番  | 岡崎太君    | 16番 | 稲森洋樹君   |
| 6番  | 馬場のりゆき君 | 17番 | 越智妙子君   |
| 7番  | わしみ慎一君  | 18番 | 西田尚美君   |
| 8番  | 上田智隆君   | 19番 | 中田靖人君   |
| 9番  | 松田まさとし君 | 20番 | 植松栄次君   |
| 10番 | 山本智子君   | 21番 | 坂元正幸君   |
| 11番 | 今田信行君   | 22番 | 松本満義君   |

## ○議場に出席した執行機関及び説明員

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 管 理 者                 | 横山英幸  |
| 副 管 理 者               | 大松桂右  |
| 事 務 局 長               | 青野親裕  |
| 総 務 部 長               | 村山昌代  |
| 施 設 部 長               | 金子正利  |
| 総 務 部 総 務 課 長         | 徳本善久  |
| 総 務 部 経 理 課 長         | 嶋村浩一  |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長     | 藤井良一  |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長     | 成瀬新吾  |
| 施 設 部 工 場 建 設 担 当 課 長 | 畑森俊伸  |
| 西 淀 工 場 長             | 澄川和典  |
| 平 野 工 場 長             | 生嶋隆治  |
| 東 淀 工 場 長             | 山田浩   |
| 八 尾 工 場 長             | 雑喉礼人  |
| 舞 洲 工 場 長             | 中村俊一  |
| 代 表 監 査 委 員           | 阪井千鶴子 |

## 開 会

令和5年9月4日午後4時00分開会

○議長（森山よしひさ君） ただいまの出席議員が定足数に達しておりますので、これより、大阪広域環境施設組合議会令和5年第2回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（森山よしひさ君） 本日の会議を開きます。

○議長（森山よしひさ君） この際申し上げます。本日の会議録署名議員に、馬場のりゆき君、わしみ慎一君の御両君を指名いたします。

○議長（森山よしひさ君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、配付いたしております。

○議長（森山よしひさ君） 日程第1、議席の指定を行います。各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

○議長（森山よしひさ君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議長（森山よしひさ君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森山よしひさ君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（森山よしひさ君） 次に、日程第3、報告第2号、令和4年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告についてを議題といたします。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の説明を求めます。  
青野事務局長。

（事務局長青野親裕君、答弁席へ）

○事務局長（青野親裕君） それでは、報告第2号、令和4年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告について御説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページを御覧ください。

歳入につきましては、歳入合計欄にありますように予算現額239億5,771万4,000円に対しまして、収入済額は236億1,768万6,491円でございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳入の主な内容を申し上げます。

初めに、第1款、分担金及び負担金、第1項、分担金の収入済額は、102億2,296万3,422円でございます。各構成市の分担金は、備考に記載のとおり大阪市が

84億3,640万5,370円、八尾市が7億7,487万4,096円、松原市が4億2,554万2,057円、守口市が5億8,614万1,899円でございます。

次に、第2款、使用料及び手数料、第1項、使用料の収入済額は761万2,795円ございまして、焼却工場及び、北港処分地にかかる施設使用料でございます。

次に、第3款、国庫支出金、第1項、国庫補助金の収入済額は26億7,486万3,000円ございまして、焼却工場施設整備にかかる循環型社会形成推進交付金の収入でございます。

次に、第4款、財産収入、第1項、財産売払収入の収入済額は1,688万3,800円ございまして、金属廃材などの物品売払代金でございます。

次に、第5款、諸収入、第1項、預金利子の収入済額は3万8,570円ございまして、歳計現金運用等による、預金利子収入でございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

第2項、雑入、第1目、廃棄物処理収入の収入済額は、48億3,807万6,207円ございまして、破碎施設において回収しました金属売却収入、ごみ焼却時の、余熱を利用した発電における余剰電力の売却収入等でございます。

次に、第2目、雑入の収入済額は、6,624万8,697円ございまして、焼却処理事業等に伴います、雑収でございます。

次に、第6款、組合債、第1項、組合債の収入済額は、57億9,100万円ございまして、焼却工場の施設整備にかかる、組合債発行による収入でございます。

以上が歳入決算の概要でございます。

続きまして、歳出決算について説明させていただきます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページにお戻りください。

歳出につきましては、歳出合計欄にございますように予算現額239億5,771万4,000円に対しまして、支出済額は236億1,768万6,491円でございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

歳出の主な内容を申し上げます。第1款、議会費、第1項、議会費の支出済額は、115万8,461円ございまして、議会運営に要した経費でございます。

次に、第2款、総務費、第1項、総務費の支出済額は、5億1,576万9,346円ございまして、総務部職員の給

料、組合の管理運営事務に要した経費でございます。

続きまして、14 ページ、15 ページを御覧ください。

第3款、廃棄物処理費、第1項、廃棄物処理費の支出済額は、220億9,572万6,079円でございます。施設部職員の給料、焼却工場の運営、維持管理等に要した経費でございます。

続きまして、16 ページ、17 ページを御覧ください。

第4款、公債費、第1項、公債費、第1目、元金の支出済額は、9億923万7,647円、次の第2目、利子の支出済額は、9,579万4,958円でございます。焼却工場や北港処分地の整備事業費として借り入れた地方債等の元利償還金でございます。

なお、第5款、予備費でございますが、当初予算1,000万円に対しまして、予備費充当額はございません。

以上が歳出決算の概要でございます。

続きまして、23 ページを御覧ください。

実質収支に関する調査でございますが、歳入決算額及び歳出決算額ともに236億1,768万6,000円でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに0円でございます。

続きまして、26 ページ、27 ページを御覧ください。

財産に関する調査でございます。

まず、1、公有財産のうち、(1)土地及び建物でございますが、その他の行政機関として、非木造の建物が22万9,917.6平方メートルでございます。焼却工場等でございます。

続きまして、31 ページを御覧ください。

2、物品でございますが、取得価格が50万円以上の物品について掲載しておりまして、119点でございます。

また、3、債権につきましては、表に記載のとおり、2件の保証金がございます。

引き続きまして、令和4年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算に係る主要な施策の成果に関する報告書について、御説明させていただきます。

報告書の1 ページを御覧ください。

最下段でございます。第2主要な事業の成果でございます。

まず、1、歳入の(1)発電収入でございますが、下から2行目を御覧ください。

令和4年度における売電量につきましては、カッコ内に記載しておりますとおり、電力会社につきましては、3億1,879万キロワットアワー、その他施設につきまし

て、317万キロワットアワーとなっております。

続きまして、2 ページを御覧ください。

中段から少し上の(3)廃棄物処理費でございますが、まず、①焼却処理におきまして、令和4年度の焼却処理実績を表にまとめております。

なお、資料につきましてはキログラム単位で表記しておりますが、御説明はトン単位で申し上げます。

年間焼却処理量は、99万5,448トンでございます。各構成市の内訳といたしましては、大阪市分87万1,241トン、八尾市分6万4,871トン、松原市分2万8,485トン、守口市分3万851トンを、焼却処理しております。

次に、②破碎処理でございますが、令和4年度の破碎処理実績を表にまとめております。

破碎処理実績といたしまして、年間破碎処理量8,096トン、その内、鉄・アルミの資源化量が1,515トンとなっております。

続きまして、3 ページを御覧ください。

③埋立処分でございますが、令和4年度の埋立処分実績を表にまとめております。

年間埋立処分量は、15万1,969トンでございます。

報告第2号、令和4年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告に関する説明につきましては、以上でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(事務局長青野親裕君、自席へ)

○議長(森山よしひさ君) 次に、決算審査意見書につきまして、代表監査委員の説明を求めます。

阪井代表監査委員。

(代表監査委員阪井千鶴子君、答弁席へ)

○代表監査委員(阪井千鶴子君) 令和4年度の一般会計歳入歳出決算の審査につきましては、お手元に配付のとおり決算審査意見書として取りまとめ、管理者に提出しておりますが、その概要について御説明いたします。

お手元の意見書、1 ページを御覧ください。

初めに、第1大阪広域環境施設組合監査委員監査基準への準拠から第6審査の実施場所及び日程にかけては、本決算審査の概要を記載しております。

本審査は、地方自治法第233条第2項に規定された決算審査であり、対象は令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算としております。

実施にあたっては、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査することを主たる着眼点として、審査を行いました。

審査の手続きにつきましては、試査を基本とし、決算等に対する分析的手続、関連証憑の突合、関連書類の閲覧等の手法を組み合わせ、実施いたしました。

次に、第7審査の結果ですが、上記の第1から第6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められたところです。

次に2ページを御覧ください。

第8意見につきまして、御説明いたします。

1、歳入・歳出についての（1）総括ですが、令和4年度の大阪広域環境施設組合一般会計における決算額は、歳入・歳出とも236億1,768万6,000円であり、令和3年度の決算額192億3,987万3,000円から43億7,781万3,000円の増となっており、増加率としては22.8%となっております。

この主な要因は、歳入・歳出とも、事業が最終年度であった住之江工場更新事業費が増加したことによるものです。

令和4年度予算の執行はおおむね適正に行われていたところですが、令和5年4月から鶴見工場建替事業に着手すること、また、経年劣化が進行する焼却工場の整備工事など施設整備費が増加傾向にあること、さらに物価上昇に伴う歳出の増加が見込まれることから、これまでも増して、発電収入やその他自主財源の最大化をめざしつつ、効率的かつ効果的な事業運営による経費削減に努めるよう求めています。

続きまして、5ページを御覧ください。

（2）発電収入についてですが、前年度に比べ売電量は増となり、エネルギー価格の上昇に伴い売電単価も上昇したことで発電収入は前年度から16億8,655万4,000円の増となっております。

引き続き焼却工場の安定稼働に努めると共に、焼却炉の効率的な運転や所内負荷の削減などによる発電量の増加、売電単価の上昇につながる工夫を講じ、発電収入の確保に努めるよう求めています。

続きまして、6ページを御覧ください。

（3）焼却工場別決算状況についてですが、各焼却工場については、今後、各設備の老朽化・経年劣化への対応が一層求められる状況にありますが、物件費の増が

続いていること、また、ここ最近の物価上昇を踏まえ、引き続き焼却工場の安定稼働と経費の低減化に最大限努めるよう求めています。

続きまして、7ページを御覧ください。

2、経営計画【第2次】についてですが、現在の経営計画は第2次計画として令和3年2月に策定されたもので、3つの基本方針と5つの取組項目において構成されています。

第2次計画については、令和5年度で3年目を迎えることを踏まえ、策定の目的である効果的・効率的な事業運営のあり方について、取組項目と取組内容を明確にして達成指標を定める等積極的な見直しを行った上で、引き続き目標達成にむけて取り組むように求めています。

次に、3、住之江工場の更新・運営事業についてですが、更新事業については住之江工場更新工事における設計・施工モニタリングマニュアルに基づき、工事の管理が適切に行われ令和5年3月竣工しております。

更新事業で得られた知見を十分に引き継がれるよう整理したうえで、新たにこれに準じたマニュアル等策定時には、これを反映し、より一層効果的かつ効率的に施設建設を進めるよう求めています。

令和5年4月から事業者に委ねられた運営事業については、環境施設組合が住之江工場運営業務に係るモニタリングマニュアルを用い、契約に定める内容を事業者が履行できているか、モニタリングを行っていることから、本マニュアルを定期的に見直すことで、継続的に適正なモニタリングが行えるよう求めています。

続きまして、8ページを御覧ください。

4、鶴見工場建替事業についてですが、令和5年2月の議会承認を受け、契約を締結しております。

建替事業にあたっては、住之江工場更新事業で得られた知見を基に策定した鶴見工場建替工事における設計・施工モニタリングマニュアルを運用しており、過去からの課題でもあった膨大な関係資料の整理方法について見直しを行い、将来にわたりごみ焼却事業が計画通りに進むよう求めています。

次に、5、新型コロナウイルス感染症の流行が各事業に与えた影響についてですが、令和3年度に感染症対策の手引き及び新型コロナウイルス感染症対策の手引きを作成していることから、必要に応じて手引きの見直しを行うことで、新たな感染症流行時における焼却工場の安定稼働に向けた対応策として引き継がれていくよう求

めています。

また、感染対策を進める中で、いわゆるウェブ会議での会議の開催や、バーチャル工場見学のインターネット上での公開など、業務におけるICTの活用が進められており、今後もこうした取組みを進めて、さらなる業務の効率化に努めるよう求めています。

その上で、令和4年度より焼却工場でも一般の見学者の受入を再開し、オープンデーを再開していることも踏まえ、不特定多数の入場を想定した感染対策を講じ、事業運営に支障を及ぼす事態にならぬよう、感染拡大防止に努めることを求め、この意見書を締めくくっております。

決算審査意見書の概要説明につきましては、以上となります。

（代表監査委員阪井千鶴子君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） これより質疑を行います。

○議長（森山よしひさ君） 越智妙子君の質疑を許します。

17番越智妙子君。

（17番越智妙子君、発言席へ）

○17番（越智妙子君） 一つ目の質問をさせていただきます。これまで私どもは、焼却工場の運営にかかわる職員数を減らし続けるのをやめて、新たな雇用を進めるべきであると指摘を続けてきました。

まず、令和3年度と令和4年度において、焼却工場勤務する職員数がどのように変わったのかについてお伺いいたします。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の答弁を許します。

徳本総務部総務課長。

（総務部総務課長徳本善久君、答弁席へ）

○総務部総務課長（徳本善久君） お答えいたします。

焼却工場の令和4年度決算における職員数は391名であり、令和3年度決算における職員数から5名の減となっております。

以上でございます。

（総務部総務課長徳本善久君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） 17番越智妙子君。

○17番（越智妙子君） 焼却工場では、この間ずっとぎりぎりの人数で運営してきている状況であり、昨年度から職員数が減っているという事実が、報告されました。

私たちはごみ焼却工場の安定稼働の確保・推進という観点からも、その基盤を揺るがすような職員の削減や退

職者不補充など、あってはならないと一貫して指摘し続けてきました。廃棄物処理事業は市民にとっては、なくてはならない重要な事業であり、環境施設組合職員の皆さまも社会的に必要なエッセンシャルワーカーとして使命感をもち日々業務に取り組んでおられることと思います。本当に御苦労頂いております。そのような姿勢が市民の信頼や安心に繋がっているものと思います。

公共がすべきことは公共が責任をもつ。そのことによってこそ、住民サービスが行き届き、市民の安心・安全が守られるものと思っております。

職員の減少が続く状況では、一部事務組合の担う公的な役割の後退をもたらして、ひいては市民サービスの大幅な後退につながるということを改めて指摘させていただきます。

○議長（森山よしひさ君） 17番越智妙子君。

○17番（越智妙子君） それでは、続きまして、住之江工場の更新事業について、令和4年度の決算額について、改めてお伺いいたします。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の答弁を許します。

嶋村総務部総務課長。

（総務部総務課長嶋村浩一君、答弁席へ）

○総務部総務課長（嶋村浩一君） お答えいたします。

住之江工場更新事業については、令和5年3月末に新工場が竣工し、令和5年度から運営業務委託を行っているところでございます。

住之江工場更新事業にかかる令和4年度の歳出決算額は96億6,046万円となっており、その主な内訳でございますが、更新工事費が95億9,156万円で、設計・施工監理業務委託費などが、6,890万円となっております。

以上でございます。

（総務部総務課長嶋村浩一君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） 17番越智妙子君。

○17番（越智妙子君） 焼却工場の運営は、市民生活に直接影響する事業であり、公共が責任を持って行うべきであると繰り返し申し上げてきました。

ごみ処理事業は市民生活になくてはならない、社会基盤としての役割を担っており、公共で行っているからこそ、市民の安心・安全が守られているのではないかと認識しております。

工場の安定稼働の為にはそれを支える運転管理能力が必要であり、それらは長い経験と知識の積み重ねによ

り取得できるものであるということと言うまでもありません。

コスト削減を優先して、何でも民間にゆだねるべきではない。DBO方式で事業を行うことは、公共の役割と責任の後退という点で大変問題であるとする。

住之江工場について、引き続きDBO方式を進めるといふ決算には同意しかねる旨を申し上げて、私の質疑とさせていただきます。

（17番越智妙子君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） これより採決に入ります。

報告第2号について、起立により採決いたします。

○議長（森山よしひさ君） お諮りいたします。報告第2号について認定すべきものと決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森山よしひさ君） 多数であります。よって、報告第2号について、認定すべきものと決しました。

○議長（森山よしひさ君） 次に、日程第4、議案第18号、職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の説明を求めます。  
青野事務局長。

（事務局長青野親裕君、答弁席へ）

○事務局長（青野親裕君） 議案第18号、職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

職員団体登録簿への登録事項、同登録事項の公表方法を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第18号、職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（事務局長青野親裕君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） これより採決に入ります。

議案第18号について採決いたします。

○議長（森山よしひさ君） お諮りいたします。議案第18号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森山よしひさ君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号について原案どおり可決されました。

閉 議

○議長（森山よしひさ君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（森山よしひさ君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後4時28分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

森山 よしひさ

大阪広域環境施設組合議会議員

馬場 のりゆき

大阪広域環境施設組合議会議員

わしみ 慎一